

障害者法定雇用率が引き上げられます！

	令和8年6月まで	令和8年7月以降
法定雇用率	2.5%	2.7%
報告対象企業	常用雇用労働者 40.0人以上	常用雇用労働者 37.5人以上

※常用雇用労働者とは、1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者であって、1年を超えて雇用される者（見込みを含む）をいいます。なお、1週間の所定労働時間20時間以上30時間未満の者は0.5人とカウントします。

◇法定雇用率の対象となる障害種別は以下のとおりです

◆身体障害者◆

身体障害者手帳
1～6級
もしくは
7級が2つ以上

◆知的障害者◆

療育手帳
A～C
※自治体によって名称が
異なる場合あり

◆精神障害者◆

精神障害者
保健福祉手帳
1～3級

◇ハローワークでは、地域の関係機関と連携し、ニーズに応じた支援を行っております。お気軽にご相談ください。

